

◇番号：202002

◇研究機関名	甲南大学	◇不正の種別	同一の費用に関し重複して支出を受けること（重複受領）
◇不正が行われた年度	2015 年度～2018 年度	◇最終報告書提出日	令和 2 年 6 月 22 日
◇不正に支出された研究費の額	1, 034, 752 円	◇不正に関与した研究者数	1 名

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和元年 10 月 25 日、本学コンプライアンス担当副学長に対し、甲南学園監査部から本学教員（以下、当該教員という。）による研究費不正使用の疑いがある旨の通報があり発覚した。

【調査に至った経緯等】

上記を受けて、令和元年 12 月 5 日、学内に本調査委員会を設置し、当該不正使用に係る調査を実施した結果、研究費の不正使用があったことを認定した。

◇調査

【調査体制】

令和元年 12 月 5 日、コンプライアンス担当副学長が、調査委員 4 名（学内委員 3 名、学外委員 1 名）の体制による本調査委員会を設置した。

【調査内容】

- ・調査期間：令和元年 12 月 24 日～令和 2 年 5 月 26 日
- ・調査対象
 - ① 対象年度：平成 21 年度～平成 30 年度
 - ② 対象経費：当該教員に係るすべての研究費
- ・調査方法
 - ① 証憑書類等の書面調査（物品等、旅費に係る重複受領の有無）
 - ② 当該教員及び学内外関係者へのヒアリング 等

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

同一の費用に関し重複して支出を受けること（重複受領）。

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該教員自身は、研究費を重複して受領しようとした目的について、主に若手研究者への研究支援目的であると述べている。しかしながら、実際には若手研究者への研究支援は行わず、不正により取得した金銭は当該教員名義の普通預金口座に保管していた。

・手法

当該教員は、領収証等をウェブサイト上で再作成したり業者に再発行させたりする方法により、同一の費用の領収証等を重ねて提出し、重複して支出を受けた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業 （科研費）	13, 092 円	平成 29 年度～30 年度	1 名
教員研究費 （学内制度）	964, 636 円	平成 27 年度～30 年度	1 名
総合研究所研究費 （学内制度）	57, 024 円	平成 28 年度	1 名
計	1, 034, 752 円		（実人数※） 1 名

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

調査の結果、当該教員の私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

重複受領 1, 034, 752 円は意図的または著しく注意を欠いたものであり、これらは故意または重大な過失によるものと認められ、「研究費不正」に該当するものと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

(1) 当該教員のコンプライアンス意識の欠如

当該教員は、教員研究費及び総合研究所研究費の学内研究費においては、科研費等の公的な研究費ほどの厳格さが求められていないものと認識しており、当該教員自身の考えの甘さがあったと言わざるを得ない。

また、当該教員は、本学が実施するコンプライアンス研修を毎年受講していたが、結果として、当該教員において過去のコンプライアンス教育が必ずしも効果的なものではなかった。

さらに、当該教員は長期出張中のため、平成 30 年度、令和元年度の 2 年間にわたり科研費説明会を欠席しており、大学が当該教員に対して不正防止に向けた注意喚起を図る機会を逃してしまった。

(2) 研究費に係る管理体制の不十分さ

納品の時点で行う検収が形骸化しており、教員研究費等においては、一括交付・事後使途報告という形で運営され、検収そのものが省略されていた。

また、教員研究費は財務部、科研費はフロンティア研究推進機構事務室といったように別の組織で担当しており、部署間での連携が十分になされていなかった。

さらに、コンプライアンス研修の受講等について、コンプライアンス推進責任者（各部局長）から各研究者への周知が必ずしも十分になされていないなど、コンプライアンス推進責任者の機能が十分に発揮できておらず、フロンティア研究推進機構事務室や監査部における財源を横断したモニタリングも実施できていなかった。

【再発防止策】

(1) コンプライアンス教育の見直し

e-learning による倫理教育等のコンプライアンス研修の内容を見直し、今年度中に実施する。また、研究費説明会においては、今回の事例を題材として取り上げるとともに、執行に係る研究者の説明責任や不正行為に対する処分ルール の周知を図る。

なお、上記研修の未受講者や説明会の欠席者がいる場合は、フロンティア研究推進機構事務室から各部局のコンプライアンス推進責任者に該当者氏名を通知し、補講等の適切な措置を講じることとする。

(2) 執行事務の抜本的改革

以下のとおり、新たな体制・ルールを定めることにより、同一経費であると否とを問わず重複受領に係る事前確認や事後モニタリングを強化するとともに、これらについて事務担当者研修を実施するなど、関係者に十分周知したうえでの確な運用を行う。

- ① 教員研究費の一括交付・事後報告を廃止し、都度執行方式に改める。
- ② 発注情報及び出張願を研究者が研究費システムに入力することをルール化し、今後は、発注情報、納品書及び物品等を照合確認したうえで検収を厳格に実施する。
- ③ 研究費専用クレジットカードを導入し、カード会社から利用明細データを直接入手する体制を構築し、実効性の高いモニタリングを実施する。
- ④ 科研費、教員研究費、総合研究所研究費の全ての事務処理をフロンティア研究推進機構事務室において一元化する。

(3) 不正防止に係る管理・監査体制の強化

コンプライアンス推進責任者（各部署長）とフロンティア研究推進機構事務室の役割分担を再整理し、それぞれの機能強化を図る。また、フロンティア研究推進機構事務室は、半期に一度、物品等及び旅費の重複執行の有無をモニタリングするとともに、監査部は研究費を横断した内部監査を実施する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該教員の処分については、甲南学園就業規則に基づき、諭旨退職（令和2年8月27日付）に処した。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

令和元年11月15日付で当該教員の科研費及び教員研究費の執行を停止した。

・本件の公表状況

令和2年9月17日 プレスリリースを行うとともに甲南大学ホームページにて公表（氏名公表なし）